

# 平成 22 年度第 5 回評議員会議事録

平成 23 年 2 月 16 日 (水)

(財) 武藏野市福祉公社

## 平成22年度 第2回 財団法人武藏野市福祉公社評議員会

1. 日時 平成23年2月16日（水）午後6時から午後7時30分まで
2. 場所 武藏野市吉祥寺本町四丁目10番10号 大東京信用組合ビル5階  
財団法人武藏野市福祉公社 大会議室
3. 委員の現在数 11名（定足数8名）
4. 出席者 評議員（議長）三輪 博行 評議員 露木正司  
評議員 斎藤シンイチ 評議員 鈴木省悟  
評議員 辰野隆 評議員 長田健  
評議員 阪本博也 評議員 小美濃純彌  
評議員 阿部俊哉 評議員 江幡五郎  
評議員 高橋良一
5. 議事日程 日程第1. 議事録署名人の選出  
日程第2. 諒問第6号 寄附行為の一部改正  
日程第3. 諒問第7号 平成23年度事業計画及び予算について
6. 議事内容

開会：午後6時

会議に先立ち理事長よりあいさつがあり、諮問事項及び議事の取り扱いについての説明が行われた。

三輪議長が開会を告げ、定数11名、出席評議員10名（斎藤評議員が10分遅刻して11名）、寄附行為第26条による定足数を満たし評議員会が成立したことを報告し、その後、上記記事について逐次審議することとなった。

### [議事の経過の概要および議決の結果]

#### 第1 議事録署名人の選出

- ・議事録署名人には長田評議員と阪本評議員を選出、全員一致でこれを承認した。

#### 第2 理事長のあいさつの後、諒問第6号「寄附行為の一部改正」、及び諒問第7号「平成23年度事業計画及び予算について」について、配布資料に基づき事務局長、各課長が下記の説明をし、その後逐次質問に入った。

- ・**三輪議長**：日程第2、諮問第6号「寄附行為の一部改正について」を諮問いたします。  
では、事務局からの説明をお願いいたします。河中事務局長。
  - ・**河中事務局長**：ただいま諮問のありました「寄附行為の一部改正について」ご説明いたします。この改正は、このたび法人事務所の移転に伴い、寄附行為で改正する必要があることから行うものです。また、法人の目的を達するために行う事業として、既に行われていないものを合わせて、整理するために改正するものでございます。  
改正内容につきましては、総務課長から申し上げます。
  - ・**藤井総務課長**：1につきましては、事務所が吉祥寺本町四丁目10番10号から吉祥寺北町一丁目9番1号に移転することに伴う所在地の変更でございます。それから、2につきましては、ケアマネジャーセンターが平成21年4月1日に、また、地域包括支援センターが平成21年7月1日に市役所に移管したことに伴う事業の廃止でございます。
  - ・**鈴木評議員**：ちょっと確認したいことなのですが、かなり前ですが、事務経理の件で、こちらの公社と、高齢者総合センターとの経理が一元化されていなかったようなことを、ちょっと伺ったことがあるんですよ。その辺、今はもう一元化されて、効率的にやられているのでしょうか。
  - ・**河中事務局長**：以前の経緯については、確認はとれませんけれども、現在は、経理については高齢者総合センター、北町高齢者センターも含めてですが、本部と経理については一体で処理しております。
  - ・**鈴木評議員**：はい、わかりました。ありがとうございます。もし一元化されていなかった場合、この機会にそういったことも整理できるのかなと思って発言しました。
  - ・**三輪議長**：ほかにないようですので、ご質問がないようですので、承認をお願いしたいと存じます。日程第2、諮問第6号「寄附行為の一部改正について」承認することに異議ございませんか。それでは、本諮問事項を承認することといたしました。
- 続きまして、日程第3、諮問第7号「平成23年度事業計画及び予算について」諮問いたします。では、事務局からの説明をお願いいたします。
- ・**河中事務局長**：諮問第7号「平成23年度事業計画及び予算について」について要点を説明する。
  - ・**阿部評議員**：23年度というのは、非常に重要な年度だと思っております。介護保険法改正1年前というところと、市のほうも基本構想長期計を検討される年度だということですので、ちょっと気になる事業について質問させていただきます。最初に、訪問介護サービス

事業につきまして、予算書も拝見いたしましたけれども、介護報酬の収入が22年度よりも約1,000万減という形で計上されていて、また21年度から22年度に関する予算書については、やはり700万円ほど減収という形で、ここ数年かなりの金額で介護報酬を減収という予算をされているのですが、裏を返せば利用者が減っている。

または、単に利用費が減るだけではなくて、重度な人であればあるほど、介護報酬の単価が高いものですから、そういう事情もあるのかなと思いますので、このあたり、ここ数年介護報酬が減っているということの、理由を伺いたいのと、このような状況で大丈夫なのかどうかというようなところが疑問なところです。これが1点目です。

2点目は、在宅介護支援センター事業に関するところですが、先ほどご説明がありましたが、都営の武蔵野アパートのシルバーピアの生活援助員、LSAですね。ライフサポーターアドバイザーの業務を10月から受けたということをお話いただいているのですが、最近集合住宅で、これを使用されている方の高齢者は、非常に広い意味での生活援助が必要な人が多くなっていますので、今回、このライフサポーターアドバイザーの方の業務というのが、きちんと当初予定した内容におさまっているのかどうか、このあたりも半年の実績しかないかと思うのですが、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますし、このライフサポーターアドバイザーの方を後方支援するようなシステムが、ちゃんとあるのかどうかも、ちょっと伺えたらと思います。

3点目は、高齢者総合センターのデイサービスセンターの事業に関して、ご説明がありましたが、利用者がやはり一昨年度から減少していると。当然介護報酬も減少傾向だと思うんですけども、いろんなプログラムの見直し、また広域の利用者を迎えるということなんですが、ちょっと高齢者総合センターの中におけるデイサービスセンターは、非常に歴史があるので、このあたりもきちんと見直しをしなければいけないのではないか、ということがあるように気になっておりますので、このあたりの稼働率を高めていくようなこととか、もう少し具体的な策を伺えればと思っております。

最後に、北町高齢者センターにおける小規模サービスハウス事業に関してなんですが、最後のページの真ん中あたりに、「なお」という形で「小規模サービスハウス事業については、市と連携し、今後の在り方を市と協議していきます」というような表現になっているんですが、現時点ではどのような課題があって、市とどんな協議をしていくのか、このあたりもご説明いただければと思います。

回答いただきました後、私のほうから意見で、最後に申し上げたいと思っております。

- ・服部在宅サービス課長：ホームヘルプセンター武蔵野の件について、お答えいたします。

平成19年9月、武蔵野市の福祉三団体改革基本方針というものを取りまとめまして、そのときホームヘルプセンターは、新規の事業をとりあえず、しばらく停止をして、それで広域的事業にシフトするというような指導を受けまして、それがボディープローのように効いて、減収に結びついたというふうに認識をしております。

それから生活支援に関しては、市の生活支援サービスの家事援助のみでありますと、それがふえておりますですから、全体として減収していると、そういう次第です。

- ・荒井訪問介護係長：補足させていただきます。

実際の時間数は、さほど変化はありませんが、実態として、身体30、30分の身体の仕事が、非常に最近ふえておりまして、身体の1時間とか、2時間、そういうサービスが、これは全体的な傾向だと思いますけれども、時間的にかなり減ってきてているということが、また減収につながっているというふうに思います。

- ・高齢者総合センター長：まず、在市のL.S.Aの業務についてなんですが、先ほど申し上げたとおり、11月からこの業務を運営しておりますが、実際の入居が12月に10名、それからこの2月で10名ということで、まだ入り切れていないという状況になりまして、業務自体は茶話会的なものを一度開いたというような事業実施内容になっております。

今後は、そういったもののほかに相談業務等々、それからシルバーピアの利用者に限らず、都営の高齢者の方のご相談もそういった中に加えていきたいなというふうに考えております。後方支援につきましては、このL.S.Aの職員は、在宅介護支援センターの職員として派遣しておりますので、在宅介護支援センターのほうでフォローして、つなげていくという形をとりたいと思っております。

続いて、デイサービスの利用者の減なんですけれども、ここ一、二年減少が続いております。それについては、要望の高い入浴サービスをよりふやすとか、または、ここにも書いてありますが、広範囲にわたって希望者があれば、送迎できるような体制づくりと考えておりますけれども、なかなかそのまま利用者が急激にふえるというふうには、なかなか難しいかと思います。

その場合には、人件費も含めて、新たに見直しが必要になるのではないかというふうに考えております。

続いて、北町のあり方について、なお書きのところですけれども、今武蔵野市は、長期計画とそれから福祉総合計画の策定にあたって、福祉制度の見直し、いろいろの見直しなどを

しておりますので、それに合わせて、北町の小規模サービスハウス事業についても見直していきたいというふうに考えております。

- ・**阿部評議員**：はい、ありがとうございます。

最後に意見という形で述べさせていただきたいと思っております。

武蔵野市は、来年度1年間をかけて長期計画、基本構想等を見直し、また今お話もありましたけれども、福祉総合計画なんかも見直しするという重要な年になっていますが、国のはうの動きとしても、介護保険法の改正に伴って、国はしっかりと今後、地域包括ケアシステムの構築を目指すというふうな形を打ち出しております。

また、平成24年度は、介護報酬の改正に合わせて、診療報酬の改正もダブルで一緒に行いますので、大幅な国も含めての事業展開が考えられると思っております。

市主導のほうの計画策定はさておき、公社として介護保険事業を多数やっておりまして、一事業単体ではなくて、公社は横断組織として、きちんと介護保険法改正へ向けての、やはり検討する、研究するようなプロジェクトチームが必要ではないかというふうに感じております。

市も考えている、特に高齢者の福祉総合計画に関しては、ベースにあるのは、平成14年度にできた地域リハビリテーション構想であり、また国がやっている地域包括ケアシステムというものがありますので、きちんと国の流れ、基本的な概念を理解しておかないと追いつけない、きちんと理解できない、追いつけないという状況にも陥るかと思いますので、きちんと横断組織として、介護保険法改正等、また地域包括ケアシステム構築について研究するようなプロジェクトチームも必要ではないかと思っております。

- ・**斎藤評議員**：訪問介護サービス事業の中の、フレックスヘルパーというふうなものについて説明をお願いしたいんですね。常勤ヘルパー、登録ヘルパーはわかるのですけれども、フレックスヘルパーというのは、現状としてどういう動きをしていて、利用者にとってどういうふうに大事なのかということを説明していただきたい。

有償在宅サービス事業の真ん中より下のほうの、「今年度は、機動的なサービス提供や予防的な老いじたくの観点から」というところで、「定期的に各在宅介護支援センターを訪ねることを開始し、連携した活動を行います」という、その意味はわかるんですけれども、具体的な動きとして、どういうふうな形、その連携をとるというところの、もうちょっと具体的な動きが見たいんです。それをやることで、どういうふうに変わっていくのかというところを、説明をお願いします。

あと、本部事業の啓発普及事業の中で、民生・児童委員とか、そういう方々、地域のいろいろな諸団体、グループに対して、啓発普及事業を行いますというふうなことが書いていらっしゃるのですけれども、その市民のいろいろなグループとか、団体、あとは主要な人たちと、福祉従事者の方々、福祉の現場の方々をちゃんとつなぐような仕掛けというのを、どこまで考えているのかという、その普及啓発に絡めて、その説明お願いします。

あと、先ほどのフレックスヘルパーのところで、今まで「点」だったものを、「時間帯」という「線」で活動するフレックスヘルパーを活用し、更なるチームケアを実践します」ということで、チームケアというふうなことは、ここは、これは23年度の一つポイントだと思っているんです。チームでやっていく、それぞれのところの業務云々というところでなく、チームケアというふうなところを、これは公社の事業全体に対して言えるんですけれども、どういうふうな形で、今後チーム力をつけていこうというふうに考えているのか、場合によっては、相談事業ということで、社協とかとも場合によっては結びつきが必要だったり、ほかのところとも結びつきが必要だったりという、チームというふうなところのとらえ方をもうちょっと言葉で補足していただきたいと思います。

それと、最後の事業開始30周年記念事業というところで、これは質問と要望、あわせてなんですけれども、ただ単に、いろいろな30年の歩みとか、軌跡というようなことだけにとどまることなく、今の武藏野市の福祉事業に対して、今までやってきた30年を経て、やはりちゃんと課題が見えて、次につながるような何か動きができる、例えば、教育のシステムの確立であったりとか、何かほかの地域と福祉の現場とのつながりであったりとか、何か動きのあるものというふうなことを、これはやっぱり僕は機会に、あとは介護と医療との連携とか、そういうふうに課題は実際にあると思うので、そこを事業として、何か展開できるものなのかどうか、ということを教えてください。

- ・荒井訪問介護係長：フレックスヘルパー制度というのは、平成19年から始めました制度でございまして、それまでは私どものヘルパーは、登録ヘルパーでございました。

登録ヘルパーというのは、時間でお仕事を依頼するというヘルパーでございまして、それでは直行直帰型で、とにかく事務所に立ち寄ることがないというヘルパーが中心だったんですね。ただ、介護保険制度が進むにつれて、いろんなご利用者様がふえたということで、情報がほしいと。なるだけコーディネーター、スタッフに情報がいくような方法はないかということで、フレックスヘルパー——このネーミングは課長がしたんですけども——そういう制度を考案いたしました。

それは、月の時間を候補者と契約して、月給制のヘルパーさんというふうに、例えば、月に12日間、1日5時間、それだけ拘束します。それで幾らですか、というヘルパーが、今24名おります。そのヘルパーの基本的な活動は、事務所に立ち寄るということなんですね。そこで情報を得る、共有ができるということ。いろんな仕事の関係で、毎日は来られないにしても、最低週1回。もちろん週3回、4回来るヘルパーもございますけれども、そこで当日の状況、もしくは1日、2日の状況をヘルパーから、うちのコーディネーターが把握できるというようなシステムを、3年前からやっております。

それにより、ご利用者様の情報がよく入るようになります。サービスの質の向上につながっていると思っております。それで、その中で点から線というような拡充。それで、あくまでもそこの訪問介護事業におけるチームケアというのは、今まで、このヘルパーさんに絶対来てほしいわ、というようなお話が結構多かったのですけれども、やはりサービスの標準化、だれでもできるサービスを提供していかなければ、これは多分やっていけないということが、まずございましたので、だれでもできるように、一人のご利用者様に何人かがかかわるような体制を、そのフレックスヘルパー制度の導入とともに考えてやってきております。

のために、このヘルパーさんでなければ、このヘルパーさんがお休みならば来なくていいわ、というようなサービスはだんだん減ってきてはおります。ただ中には、どうしてもこのヘルパーさんじゃなければいやだという方もいらっしゃるのですが、ほとんど認知症ヘルパーの見守り事業におきましても、何人かのヘルパーがかかわって、それこそ情報を共有して、よりよいサービスを努めさせていただいております。

- ・服部在宅サービス課長：一部有償在宅サービス事業の、在宅介護支援センターとの連携についてご回答いたします。

具体的には、今在宅介護支援センターからきて、公社のサービスにつながる。そういうケースは、非常に重いものが多いです。本当に生活崩壊をしてしまっている、あるいは自分の金銭管理がもうできなくなっている。在宅介護支援センターは、それ以前の段階から、あるいはケアマネジャーとして、あるいは介護の相談機関としてつながっているわけです。

ですから、その以前の段階から、きちんと金銭管理、あるいは権利擁護、そういった観点。その観点からきちんと連携をとって、こういうご利用者は、こういう点、将来にわたって、こういう、例えば、財産管理の面で非常に困難を予想されるから、ご利用者の許諾を得て、例えば、郵便物をきちんと精査をして、金融関係のそういう資産についてチェックをして

おいたらよいだろうとか、あるいは全く相続人のいないような人に関しては、遺言能力があるうちに、遺言を書いておいたほうがよいだろう。あるいは、キーパーソンとなる親族が一体だれがいるだろうか。そういうような形で、細かく丁寧に連携をしてフォローする。そして、事後の重症化というべきでしょうか、そういう困難な事例の到来を防ぐというか、そういう趣旨であります。

それから、啓発普及事業です。斎藤評議員から、福祉従事者とのかかわり、福祉従事者との仕掛けは何かという、そういうご質問と理解しておりますが、これは基本的には啓発普及事業としては、ノウハウを伝達することが多いんですけれども、さらにその先、福祉のサービスというのは、顔の見える関係というのが一番重要な問題です。

したがって、どこの、だれを訪ねて、どういう形でご相談をしてください、というような、そういう丁寧な展開をしたいというふうに考えています。

- ・**河中事務局長**：私からは、30周年記念事業にかかる記念誌の方向なんですけれども、斎藤評議員がおっしゃるとおり、軌跡を振り返るだけでなく、今後の課題について、というご質問ですが、私のイメージとして考えておるのは、10年前に20周年記念事業でやはり記念誌を発行しておりますので、主に、その後の10年間について、その流れについて振り返り、その間にある課題等を、ここで浮き彫りにした上で、次のさらなる発展につなげようと思っています。

この10年間というのは、先ほど阿部評議員からもありましたが、介護保険事業と開始と重なるところでもございます。介護保険事業についても、福祉公社の対応というのは、やはりいろいろな対応も残しており、現在もあるところですので、そういうものをかなり振り返りの中で、ウエートが大きいものだというふうに考えております。

もちろん、今までのこの有償在宅サービスも含めた独自事業についても、多くの課題も含まれておりますので、それも今後の10年、20年に大きく課題克服できるような、そういうつながりのある振り返りをしたいというふうに考えております。

- ・**斎藤評議員**：ありがとうございます。丁寧な説明ありがとうございます。1点だけ、ちょっと質問させてください。

啓発普及事業の中で、これは今後学習会のようなものだけにとどまらず、主要な地域の民生委員だとか、地域福祉の会だとか、そういう福祉の直接利用者とか、地域とかかわっている人たちが、福祉で主要のキーとなる従事者の方々と、意見交換を含めてやりとりができる仕掛けがつくれるというか、そういうふうにこの事業はとらえていいですか。

学習会が終わってしまうと、結局一番大事なのは、地域でこういうふうに困っている人がいるんだけれども、それを福祉の現場のあの人に伝えようというふうなことができるかどうかなんですね。その福祉の、あそこのあの人に伝えようという人をふやさないことには、地域での課題というのは、やっぱり正直いうと、すぐ市役所の窓口に、じゃその人たちが行って云々というふうなことは、もちろん相談としてはできるんですけども、ご利用者さんに直接紹介を例えばするとかというときに、ある程度関係性が育っていて、つくれていたほうがやりやすいわけです。

そこら辺を、もうちょっと僕は、うまく浮き立たせて、意識的にできないかというところを、もう一回質問させてください。

- ・服部在宅サービス課長 現在も、例えば、求めに応じて地域福祉の会で、権利擁護の話をしたり、成年後見の話をしたりということはあります。また、生活福祉課が、成年後見の勉強会を開いて、それでその勉強会の講師に行くというございました。そこで、勉強した民生委員さんが、公社に成年後見の問題を持ちかけてきて、その解決に向けて奔走するということはあります。

ですから、そういう契機をふやしつつ、より丁寧にニーズ発見に努めて、かゆいところに手が届くような形で市民支援に努めるというのを、これから鋭意研究していきたいというふうに考えています。

- ・斎藤評議員：これは、一つ提案になるかもしれないんですけども、できるかできないかも質問させてください。

災害時要援護者支援事業というのが、地域福祉の会とかやっていると思うんですけども、そうすると地域の課題というのが具体的に出てくるわけですよね。そういうふうにヘルプが必要な人も含めて。したこと、今社協が実際かかわっているんですけども、公社もちゃんととかかわっていくような仕掛けというのは、僕はつくれないものか。一つの、これは例ですよ。具体的にわかりやすい例として、そういうふうなことも、場合によっては必要になってくる。今後、それが地域の水をすくいとる、というふうなところにつながっていくのではないか、というふうにとらえるんですけども、可能性を教えてください。

- ・会田理事長：斎藤評議員のご指摘、大変重要なご指摘だというふうに理解しておりますが、一つは、例えば援護が必要な方のところに、福祉公社も訪ね、市民社協も訪ね、あるいは地域福祉の会の人も訪ねという、三者三様に訪ねても、これはしようがないので、基本的にはネットワークだと思うんですね。

今ご指摘のような例の災害時要援護者事業とのネットワークということでいえば、福祉公社がそこを訪ねていくということではなくて、地域でのニーズをどうやって小地域福祉活動の中で拾い上げていって、それを福祉公社につないでいただくかという、そういういわゆる地域リハビリテーションの一番大事なところは、その仕組みをダイナミックに動かすということですので、そういう点のご趣旨であれば、私はまさにそのとおりだというふうに考えております。

- ・斎藤評議員：申しわけないです、言葉不足でした。

地域福祉の会とか、それをやっているんですけれども、そこで出てくる課題というのが、結構専門的なところに、今なり始めているんですね。このおばあちゃんは認知症なんだけれども、どうかかわったらしいとか、あとは精神障害の人が実際にいるなんだけれども、どういうふうに地域の人は接していったらいいかとか、そういうところで、本当に支援の必要な人たちに対しての、地域の方がノウハウというのはわからないわけですよね。

そうしたときに、学習会で終わるのではなくて、ちゃんと福祉の現場の人たちとつながるような、何か道筋が、もうちょっとできると、地域の人たちの負担感というのが減っていくという意味合いで、ちょっと今質問をさせてもらったんですけども、そこも多分今までの話も含めて考慮されていると思うので、丁寧に今後対応をお願いしますという要望にさせてください。

- ・江幡評議員：まず福祉公社の方々に、理事長はじめ感謝申し上げたいのが、私どもでは先ほども出ました健康クラブですね。運営、非常に賑わっております。それから、訪問ヘルプのいわゆる養成事業にも、おかげさまで参加をさせてもらって、大変私どもの職員のスキルアップに役立っています。ありがとうございます。

それで、ちょっと細かいことも含んで、二、三点なんですけれども、予算明細書の中で、高齢者総合センターのデイサービス事業との関連なんですけれども、先ほどの阿部評議員がおっしゃったことにも関連いたしますが、私どもの社会福祉法人は大変小さい社会福祉法人で、いかに利用者増を図るかと、ありていに言えば、生き残りを図るかということで、いろんな策をしているつもりですが、このなかなかうまくいかない。そうなりますと、要是人件費等をどうやって確保するかというのが、一つには経費を削減するしかないだろうということも、私どものほうで考えて、実際にやっておりますのが、送迎のことなんですね。利用者の送迎。

これは、ご承知のとおり介護保険の報酬からなくなりまして、これは持ち出しというと語弊

あるんですけれども、サービスになっておりまして、私どもでは運転手さんを、いわゆるリタイヤした運転手さん、会社等をリタイヤした60代前半ぐらいの運転手さんを、毎日2人、多いときでは3人お願いして、午前2時間、午後2時間、あるいは2時間半程度、働いていただいていると。それで送迎を行っておりますが、この人件費が大体250万円から300万円程度、年間すんでいるわけですね。それとガソリン代等も含んでも、恐らく400万円ぐらいかなと思うんですけれども。

この28ページを見ますと、送迎バスが単価2万475円で550台というと、かなりの1,000万円ぐらいの金額にざっと見たらなるのではないかなと思うんですけれども、今すぐそうしてくださいという意味ではなくて、阿部評議員もおっしゃっていましたけれども、なかなか今、競争の激しい時代に、まして場所がいわゆる中央部ですと、いろんなデイサービスセンターとの関連もありまして、奪い合いというとちょっと大げさですけれども、そういうことも含めまして考えると、なかなか難しいだろうと思いますが、今申し上げたような工夫をしているということも、ご参考にしていただきたいなと思っております。

要は、生き残りといいましょうか、稼働率を向上させるには、難しいんですけども、私どもでそう頻繁ではないんですけども、関連するケアマネジャーのところへ、生活相談員等が行きまして、パンフレットを置いてきて宣伝をするとか、あるいはケアマネ研修会等に、そういうった資料をお配りするとかして、なるべくご利用いただきたいと、こういうことを努力しているのと、もう一つは経費の削減ということからすると、今のような方式でもやっているということは、ご参考までにしていただきたいなと思います。

それから、大きなところでは、先ほどの斎藤評議員と理事長との議論にもありましたけれども、これからは地域生活支援をどうやっていくかということと同時に、福祉公社のほうでいわゆる認知症の方々の見守りもやっておられるという関係も含んでなんですけれども、これからは家族介護、特に認知症のご家族の孤立化が、現場では非常に目立っております。よく、よくでもないですけれども、ときどき新聞で不幸なことが起きているようなことも含んで、臨床の方々のご家族の介護について、せっかくいわゆる見守りの事業をやってもらえるわけですから、その情報を、今すぐという意味ではないですけれども、積み重ねて、どうやって家族介護支援に取り組むか、私ども小さな事業所を含んで、3つが、3カ所がいわゆる地域密着型の通所介護事業を行っておりますけれども、そこでどんな頑張っても限界がありますので、福祉公社にそういうことを期待しておきたいなと思っております。

事業計画を見ますと、そのような文言を織り込んでおりませんけれども、いろんな事業の中

で、今申し上げた家族介護支援について、キーワードの事業がありますので、23年度からできれば、そういうような考え方を盛り込んだ事業展開をしていただくと、私ども現場にいるものは非常に助かりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、質問といいましょうか、私が日ごろ思っていることも含めて申し上げましたので、よろしくお願ひいたします。

- ・**高齢者総合センター長**：貴重なご意見ありがとうございます。こちらデイサービスにつきましても、当方でも3台のうちの2台は外部へ送迎をいたしておりますが、1台は車両を購入して、アルバイトといいますか、時間給で朝と夕方、来ていただく方でやっておりまして、そこで一応経費の節減を目指しております。

また、ケアマネジャーにつきましても、研修等、事あるごとに、なるべくこちらの空き情報をお知らせして、またはご希望のある方についての情報をいただくような形で精査をしておりますけれども、今後とも努力を続けたいと思います。

- ・**会田理事長**：江幡評議員の最後にご指摘いただいた点、まさにそのとおりだと思っております。

介護保険事業というのは、家族の介護に頼らないということが、そもそもの出発点、平成12年に介護保険制度を創設したときの、当時の厚生労働省は、それをうたい文句にしていましたにもかかわらず、今の状況はそうではない。そういう非常に制度自体、何回かの改正、改定によって、ある意味でいうと、家族の介護を前提とした介護のような、そういう体裁を示しているという、そういう認識であります。

したがいまして、これは福祉公社だけではないんですけども、さまざまな面で、特に市の今度平成23年度から策定をいたす、本格的な策定をいたす健康福祉総合計画の中で、そうした点を重視していきたいというふうに考えておりますし、23年度の武蔵野市のはうも、これは理事長の発言ではなくて、副市長の発言にだんだん近くなってきましたけれども、23年度の予算においても、そうした視点を重視していきたい。このように考えております。

- ・**露木評議員**：事業計画の記述から質問させていただきますが、「法人のあるべき姿は」とありますよね。公益法人制度改革とか。ここから5行の記述ですけれども、最後「中長期事業計画の見直しを行います」。ここまで記述で質問させていただきますが、1つ目は、私の認識不足だったらご指摘いただきたいのですが、公益法人制度改革について、平成21年度を目標に申請をするという形で進めていたのですが、それはいかなかつたのですが、現在はどうなっていましたか。

それで2点目は、実は、元気高齢者、施行者というか、元気高齢者に対するサービスと、それから要介護とか要支援を、ちょっと体の弱い方の高齢者のサービス。この大きな柱なんですが、今言った5行の記述の中で、今後特に中長期事業計画を見直ししますということで、今後元気印高齢者のサービスと、要介護、要支援高齢者のサービスを、現在のまま同じ重点サービスとして続けていくのか、あるいはどちらかに軸足を移して少し変えていくのか、あくまでも公社の中での話ですけれども。そういったことが想定されて議論をするようになるのかどうか。この場でちょっとお答えづらいかもしれません、各総合計画とか、あれにゆだねるという感じですから、そういったことを想定して、公社のほうとしては想定していらっしゃるのか、ということをお聞きしたいんですが。

- ・河中事務局長：まず1点目。公益法人制度改革での対応でございますが、現在、私どもが目指すスケジュールとして申し上げているのは、昨年度の1月、それから3月のときにご説明しておるのでけれども、平成24年4月を目指して申請していくことでございました。

ただ、その後、ご案内のとおり、事務所移転の問題等で、この準備作業等の進捗等いろいろ予定どおりいかなかつたものもございますし、あとその後東京都と、東京都の管理法人課と、いろいろ情報交換した中で、もう少し時間をかけてやっていかないと、なかなか難しいかなというところもございますので、その含みを持たせて、ちょっとまだ現在のところでは明言をさせていただきますけれども、ことしの7月には改めて公益法人制度改革への対応を、いつまでに新しい法人に移行するかということを、お示ししていきたいというふうに思っております。

それと、あと2点目、福祉公社の取り組みとして、元気高齢者、それからいろいろと介護の必要な方との軸足の問題でございますけれども、これはもちろん有償在宅サービスが出発点ではございましたが、その後の社会情勢、あるいは平成11年前の介護保険の導入等、いろいろな社会状況の変化、そして、現在取り巻く地域の健康福祉政策の状況等、そういう社会情勢の取り巻く状況などもかんがみまして、私ども公社は、いろんな事業に取り組みをしていかなければいけないというふうに考えておりますので、これは当然市とも、よく密接に連絡を取り合いまして、どちらかに軸足を置くという形ではなくて、時代のニーズに合った、アップデートな形の事業取り組み、課題を浮き彫りにして、市と時代の要請に合った事業取り組みをしていきたいというふうに考えております。

- ・露木評議員：なぜこういう質問をしたかというと、元気高齢者と介護の必要な人のサービス

についてですけれども、高齢者総合センターを立ち上げたときに、こんな議論があったらしいですよ。これからは、元気印高齢者のサービスよりも、介護を必要とする高齢者のための事業がふえるから、そこはそれに一元化していこうというような話があつたらしいんです。だから、それでちょっと聞いてみたんです。

もう一つの、最初の公益法人改革は、わかりました。今までの議論の中で、ご説明の中で、ホームヘルプサービスセンター事業が課題になっているということだったので、その辺もお尋ねしたかったかなと思いますが、これからおやりになるということですから、答弁はいいです。

それと、ちょっと別の質問、2つばかりしたいのですが、デイサービスセンター事業で、実はつい最近こういうような話を聞いたんです。デイサービスを通っていて、体調がよくなつて、元気になつちゃつた、という方あらわれたんですよ。これは、すごくうれしい話なんですけれども、在宅介護サービスも含めて、そういう事例というか、分析なんかおやりになっているのか、その辺をお聞きしたいんですね。

それと、もう1点。いつも質問しています社会活動センター事業の件で、私はいつも各講座が定員オーバーしているから、利用者対象年齢を引き上げたらどうかと、何度も言ってきたんですが、いつもそれは考えていないとおっしゃっているんです。それで、団塊の世代がこれから利用するであろうと。将来的に利用者がすごくふえるだろうというような考えだったんですけども、今のところ、まだ兆候が余り出でていないみたいですけれども、そんなことを考えますと、いまだに私は対象年齢を引き上げたほうがいいんじゃないかと思っているんですよ。

それと、これに関連して、この事業計画のご説明の中で、4講座を廃止して、新規にギター講座など3講座やったと、実施したことなんですね。

それで、高齢者の総合センターの社会活動センター事業の講座については、高齢者の方々からアンケートをとるのも、一つの考え方かなと思っているんですけども、その辺は何か、センターのほうでお考えになっているんでしょうか。

あと、ちょっと気になったことですが、決算か何かのときの資料かもしれません、この社会活動センター事業に関連して、高齢者のひきこもり同士の観点から云々という表現が出たんですね。高齢者のひきこもり防止というのは、具体的に何かおやりになっているのでしょうか。それとも、この講座を指して、防止につながるかというような考えなのでしょうか。

- ・**高齢者総合センター長**：まず1点目。デイサービスに通って元気になられたという方がいらっしゃるということですけれども、具体的に何名の方がということは聞いておりませんが、中でリハビリ的な訓練もかなりしておりますので、それによって状況が改善した方はいらっしゃるのかなと思います。ただ、数字的にちょっと押させておりませんので、申しわけございません。

続きまして、社会活動センターの年齢の引き上げ、またここで団塊の世代の方の高齢化に対する対応ということですけれども、現在実人数におきまして、年間おおむね1,000名弱の方がいらっしゃり、講座を受講されております。21年度におきましては、延べ人数としては1,484名いっておりますので、2講座、3講座、4講座、それぞれ複数講座を持っていらっしゃる方がいらっしゃいます。

ですので、この先、講座数の制限を、例えば1講座に制限する分によれば、今より1.5倍の実人数の受け入れができるというふうに考えております。

また、先ほど露木評議員のほうからお話をいただきましたとおり、社会活動センターの事業の大きな部分として、やはりひきこもりの防止という観点から、今回も受講料を現状どおり無料として、なるべく多くの方に、社会活動センターの事業に参加いただいて、友人関係をつくっていただくとか、そういったことでなるべくひきこもりを減らしていこうということもありますので、今のところ年齢の引き上げ等は考えておりません。

- ・**露木評議員**：最後に、これも事実上最後になりました、聞きたいのですが、ひきこもり防止のために、社会活動センターでやっていることですが、具体的にどういうアクションを起こして、おうちで暮らされている、暮らしていらっしゃる高齢者を来ていただくか。

その辺の対策というか、その辺は考えていらっしゃいますか。非常にこれは重要な、私はテーマだと思っているんですよ。

- ・**高齢者総合センター長**：現在、広報的には、市報等の掲載をしておりますけれども、ただ講座の中で、ほかの方の参加を促進していただくように利用者の方に呼びかけ等をしております。それによって、地域の方がお誘い合わせのように来ていただくということもなっておりますので、そういった意味では、それもひきこもり防止の一部かなというふうに考えておりますが、今後とも検討していきたいと思っております。

- ・**三輪議長**：ご質問がないようですので、承認をお願いしたいと存じます。

日程第3、諮問第7号「平成23年度事業計画及び予算について」をご承認することにご異議ございませんか。異議なしとのことですので、本諮問事項を承認することといたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成22年度第5回財団法人武藏野市福祉公社評議員会を閉会いたします。長時間にわたりまして、ご苦労さまでした。

午後7時30分閉会